

## 論 説

# 事業買収における買手と環境責任の承継 ——アメリカ法の下において

井 原 宏

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 1 はじめに                  | (b) 事実上の合併          |
| 2 承継者責任に関する伝統的原則と環境責任   | (c) 単純継続            |
| (1) 非承継の一般的原則           | (d) 詐欺的取引           |
| (2) アメリカ法における環境責任       | (2) 現代的少数見解による例外ルール |
| 3 非承継の原則に対する例外ルールと買手の立場 | (a) 実質的継続または事業継続    |
| (1) 伝統的見解による例外ルール       | (b) 製造物ライン          |
| (a) 責任の引受け              | 4 買手の環境責任と環境査察      |
|                         | (1) 買手の環境責任と軽減策     |
|                         | (2) 環境査察の目的と方法      |
|                         | 5 おわりに              |

## 1 は じ め に

事業買収において買手は、売手が持っているさまざまな法的リスクまたは責任をどのように評価し、どのように引き継ぐべきであろうか。これらの中でも環境問題にかかわるリスク・責任は、買収の対象となる事業に土地、製造設備などの不動産が含まれる場合には、買手にとって大きな懸念の一つとなる。買収後に買手が予期していなかった重大な環境問題が生じ、多額の投資を余儀なくされることになれば、買手は多大の損失を被ることになる。売手は将来の環境責任からできるだけ逃れたいであろうし、買手はかかる環境責任は売手が負うべきとしたいところである。

すべては売手・買手間の交渉いかんにかかっているといえるが、買手の立場としてはできるだけこのような環境責任を限定する必要がある。買手の利益保護の観点から環境責任の承継についてどのように考えるべきであろうか。

ここでは環境問題について最も厳しい法規制をとるといわれているアメリカ法、とりわけ事業買収に大きな影響を与えるおそれがある「環境対応補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act) 略称 CERCLA、いわゆるスーパーファンド法ともいわれる」を例として法および判例における一般原則を考察しつつ、買手の利益を保護する手段が果たしてありうるのか検討する。

## 2 承継者責任に関する伝統的原則と環境責任

### (1) 非承継の一般的原則

一般的に承継者責任 (successor liability) とは、ある企業が他の企業と特定の関係を有する場合に、後者の企業の行為について前者の企業に責任を負わせることに關していわれるが、承継者責任の多くの議論は、資産買収の場合における買手の責任に關して展開されている。会社形態およびその結果としての株主有限責任という概念から、一般原則は、ある会社がそのすべての資産を他の会社に売却あるいは譲渡する場合、譲受人である会社は譲渡人である会社の負債と責任に対し責任を負わない、ということである。

したがって承継者責任の伝統的原則の下においては、Louisiana-Pacific v. Asarco, Inc.<sup>(1)</sup>で第九巡回区控訴裁判所が述べるごとく、資産買収者は、次のような場合を除き売手の行為に対して責任を負わないとされている。

---

(1) 909 F. 2d 1260 (9th Cir. 1990)

すなわち、(i)買手が明示的または黙示的に責任を引き受けることに合意する、(ii)買収取引が事実上の統合または合併に至る、(iii)買手が売手の単純な継続である、(iv)買収取引が責任を逃れるために詐欺的に行われる。

## (2) アメリカ法における環境責任

アメリカにおける事業買収に関連して買手が最も懸念する環境責任にかかわる法は、CERCLA であろう。CERCLA は、土壌および地下水中の有害物質・汚染物質の除去すなわち浄化を目的とし、過去の行為により引き起こされた汚染に対処することを主目的とするものであり、これに基づく責任は行政上の浄化責任といえる。

1980年に制定された CERCLA の特徴は、次の点に要約できる<sup>(2)</sup>。(i)浄化責任の責任当事者を明確にし、連邦政府である環境庁 (Environmental Protection Agency) が命令または訴訟により責任当事者に浄化を実行させる権限を持ったこと。(ii)連邦政府自ら浄化を実行するための基金を創設したこと。(iii)連邦政府が汚染用地の指定、浄化優先順位および浄化の決定を行うことができること。

それでは事業買収における買手にとって、CERCLA に基づく浄化責任はどのように大きな影響を持つものであろうか。とりわけ以下のような点が懸念されるところであろう。

(i) 浄化の責任当事者 (Potentially Responsible Parties) として、汚染用地の現在の所有者・管理者 (current owner or operator) が挙げられており、買手が自らはまったく汚染を引き起こしたことはなくても、浄化責任を問われることがあること。

(ii) 浄化責任は責任当事者の連帯責任とされており、それぞれが単独で

---

(2) 1994年2月クリントン政権は、スーパーファンド法に対するこれまでの多くの批判に応じて、州政府および地域住民の参加、浄化費用の分担に関する訴訟費用の軽減、浄化の促進などを目的とする改正法案を議会に提出したが、結局不成立に終わった。

当該汚染用地の全責任を負う可能性があり、とりわけ現在の所有者・管理者はその可能性が高くなること。

(iii) 浄化費用が高額であること。

ところで CERCLA 自身は承継責任を明白に規定しているわけではない。もっとも上述のように汚染用地の現在の所有者は、その土地の汚染状況に寄与した行為を何ら行っていないとも責任を負うとされる。したがって、買手の所有という事実、すなわち売手から資産を購入したこと、そのことによって買手の浄化責任が生ずるのであり、その結果は承継責任を負うことと同様なものとなる。

### 3 非承継の原則に対する例外ルールと買手の立場

#### (1) 伝統的見解による例外ルール

##### (a) 責任の引受け

CERCLA は、他の例外ルールとは異なり、明示の責任引受けに基づく承継責任を特に規定している<sup>(3)</sup>。すべての責任当事者は、彼らが結んだ免責契約にかかわらず、政府に対してすべての責任を負うものとされる。いいかえればそのような契約は、私人間において免責についての権利を作り出す、政府により提起された訴訟において責任当事者に抗弁を与えるものではないのである。

ところで CERCLA 上の責任を引き受ける合意は、黙示的ではなく明示的でなければならないとされる。

Chemical Waste Management v. Armstrong World Indus.<sup>(4)</sup>において、裁判所は、「議会は幅広い法を制定し、その法の基礎をなすポリシーは明確である。もし所有者、管理者および発生者が議会によって分配されたりス

(3) CERCLA s.107(e)(1)

(4) 669 F. Supp. 1285 (E. D. Pa. 1987)

クを再分配することを望むのであれば、明確に紛らわしくなくそうしなければならない」と述べている。

問題は、CERCLA の責任を転嫁するための明示の合意とは何であろうかということである。

裁判所は、現状有り姿のまま資産を売却することは CERCLA 上の責任を転嫁するのに十分でない、と判断している<sup>(5)</sup>。

以下の文言は CERCLA 上の責任を転嫁するのに不十分な例といわれている。

(i) 買手は、合理的な期間内に除去するのに一定額以上の費用がかかる廃棄物について売手に通知しなければならない、という文言<sup>(6)</sup>。

(ii) 売手は、当該資産の所有、使用、維持あるいは運転から生じる、結果する、あるいはそれらに付随するすべてのコスト、費用および損害に対し、買手を免責することに同意する、という文言<sup>(7)</sup>。

(iii) クロージングの日以後（その原因がその日より以前に存在していたかどうかにかかわらず）、存在する条件、消費あるいは放出された物質、製造された製品、あるいは起こされた行為・起こされなかった行為から結果すると、事実の発見者によって最終的に判断される財産損害に対し、買手を免責する、という文言<sup>(8)</sup>。

以下の文言は CERCLA の責任の引受けあるいは責任の解除を意味するものであるといわれている。

(i) 購入契約に基づく、それから生ずる、あるいはそれに関連する買手のすべてのクレームから売手を解放する、という文言<sup>(9)</sup>。

---

(5) Mobay Corp. v. Allied-Signal, Inc.  
761 F. Supp. 345 (D. N. J. 1991)

(6) Southland Corp. v. Ashland Oil, Inc.  
696 F. Supp. 994 (D. N. J. 1988)

(7) (6) に同じ

(8) (5) に同じ

(9) Mardan Corp. v. C. G. C. Music, Ltd.  
804 F. 2d 1454 (9th Cir. 1986)

(ii) 買手は、当該契約の条項の下で生じた、生じている、生じるかもしれないすべてのクレーム、要求、および訴因から売手を完全に解放する、という文言<sup>(10)</sup>。

(iii) 買手は、売手の施設で貯蔵され、あふれ出し、漏れ出し、処分され、投げ捨てられ、埋められた物質から生じた、将来生じる、あるいはそれに関連するすべてのクレーム、行為、訴因、要求あるいは責任から売手を完全かつ永久に解放する、という文言<sup>(11)</sup>。

不十分な文言とされる前者の(ii)(iii)と十分な表現とされる後者の三つの差は、必ずしも明らかではないようにみえるが、後者においては解放(release, release and discharge)という直さな用語が使われており、また文言が全体としてより明確であるとはいえそうである。

#### (b) 事実上の合併

事実上の合併による例外ルールを適用する要素は次のようにいわれている。

(i) 経営者、従業員、物理的な配置、資産および営業の点において売手の企業を継続していること。

(ii) 株主が継続していること。

(iii) 売手ができるだけ早い機会に営業を止め、精算し、解散すること。

(iv) 買手が事業の継続に必要な売手の義務を引き受けること。

これらの要素の中で必須のものは、株主の継続性である。株主の継続性がみられない場合には事実上の合併が生じたとはいえないといわれている。

株主の継続性が何であるかは論争の対象であるが、売手の事業が資産購入の形で買手の株式によって買収された場合には、株主の継続があるとさ

---

(10) FMC Corp. v. Northern Pump Co.  
668 F. Supp. 1285 (D. Minn. 1987)

(11) U. S. v. South Carolina Recycling and Disposal, Inc.  
653 F. Supp. 984 (D. S. C. 1984)

れている<sup>(12)</sup>。また買手の株式に代えて買手の親会社の株式で購入された場合にも株主の継続性が認められている。

したがって、買手としては、売手の責任の承継を避けるために必要な買収形態として、まず売手の資産を現金で購入する方法をとることを考えるべきである。

(c) 単純継続

単純継続による例外ルールを適用する要素は次のようにいわれている。

(i) 共通の株主、オフィサーおよび取締役を通じて所有と支配の共通性があること。

(ii) 共通のビジネス計画を採用すること。

(iii) 製造物ラインの同一性があること。

(iv) 唯一の残存する企業として認識されること。

(v) スタッフ、設備、資産および商業的關係が重なり合うこと。

(vi) 売手と同じ存在としてみられるように努めること。

(vii) 売手ののれんを開拓すること。

Oman International Finance Ltd. v. Hoiyong Gems Corp.<sup>(13)</sup>において、裁判所は、次のような比喩で議論を展開している。「最も基本的な質問は、各々の主体が自らのレースを走っているかどうか、あるいは一方から他方へバトンを渡すりレー方式のレースであるかどうかということである」

そして二つの会社が自らのレースを走っており、したがって、継続はなかったということを判断するに際して、裁判所は当該取引の前後における両社の状態に注目している。「第一に、H-RI社は、H-NY社が事業を止める場合に引き継ぐために設立されたのではなかった。H-RI社は1981年に設立されたが、H-NY社はその後ほぼ5年間存在した。……両社は、1981年8月から少なくとも1983年始めまで別個の事業体として機能し続けた」

---

(12) Philadelphia Elec. Co. v. Hercules, Inc.  
762 F. 2d 303 (3rd Cir. 1985)

(13) 616 F. Supp. 351 (D. R. I. 1985)

裁判所は、単純な資産の売却を企業形態の継続を目的とする取引から分離しようとしている。したがって、買手としては、この例外ルールの適用を避けるためには、当該事業買収取引が資産の単なる譲渡を意図するものである場合は、たとえそれが重要な資産であったとしても、売却契約に不必要な重荷を背負わせないようにすることが賢明であろう。例えば、製造設備の譲渡は、買手が自らのビジネスを拡大するためにその設備を単に物理的に使用するというのであれば、売手ののれんの譲渡を伴う必要はない。

のれんの開拓は、裁判所がこの例外ルールの適用にあたって考慮する要素であるので、のれんの譲渡が必ずしも必要であれば売却契約からはずすことが賢明である。同様に買手が、売手のオフィサーおよび取締役の知見を必要としないのであれば、それらを買手の事業経営に用いないようにすることである。

#### (d) 詐欺的取引

Uniform Fraudulent Transfer Act の下において、(i)権利の行使を妨げたり、支払いを遅らせたり、または債権者をだますという実際の意図を持ってなされる譲渡、あるいは(ii)合理的な対価を受け取ることなく、かつ債務者がまさに支払不能となるような譲渡は、詐欺的であるとされている<sup>(14)</sup>。

U. S. v. Vertac Chemical Corp. <sup>(15)</sup>において、裁判所は、詐欺的取引か否かの判断にあたり、上記(i)、(ii)の両方を満たす必要はなく、いずれか一方で十分であるとしている。さらに裁判所は、このような判断基準として以下のような項目を挙げている。「譲渡人の支払不能または負債、不適切なまたは虚構の対価、訴訟係属またはそのおそれ、秘密または隠匿、および係争中の取引が通常のビジネス慣行と異なる仕方で行なわれたという事実」

Kelley v. Thomas Solvent Co. <sup>(16)</sup>において、裁判所は、Vertac ケースにおける上記の判断基準、すなわち詐欺の徴候が、実際の詐欺を立証で

---

(14) UFTA s. 4

(15) 671 F. Supp. 595 (E. D. Ark. 1987)

(16) 725 F. Supp. 1446 (W. D. Mich. 1988)



きなくとも推定的な詐欺を立証するために用いることができる、と述べている。

Vertac および Thomas Solvent の両ケースにおいて、当該の取引は、正規の債権者および問題の用地の浄化（cleanup）にかかわる合衆国政府・州政府のいずれに対しても詐欺的であるとされたのであった。

## （2）現代的少数見解

非承継の原則に対する例外ルールに関する上記のような伝統的見解は、裁判所によってこれらのルールをさらに発展させるものといわれる二つの理論によって変容しているようにもみえるが、どのような影響を受けているのであろうか。

### （a）実質的継続または事業継続

Smith Land and Improvement Corp. v. Celotex Corp. <sup>(17)</sup>において、CERCLA を検討すると、議会は、CERCLA で定義される責任当事者である企業を合併した企業に承継者責任を負わせる意図であった、と裁判所は述べた。

U. S. v. Distler <sup>(18)</sup>において、裁判所は、この Smith Land ケースを次のような命題を表わすものとして評価している。すなわち、「CERCLA ケースに承継責任の原則を適用する裁判所は、伝統的ルールを適用するのであれ、あるいはそれからの変化を適用するのであれ、法のゴールを促進するような仕方で適用するべきである」そして裁判所は、実質的継続・事業継続の例外ルールを適用したが、この適用のためには、承継者が以下のような要素を保持しているかどうかが問われたのである。

- （i）同じ従業員を維持していること。
- （ii）同じ管理者を維持していること。

（17） 851 F. 2d 86 (3rd Cir. 1988)

（18） 741 F. Supp. 673 (W. D. Ky. 1990)

- (iii) 同じ場所に同じ製造設備を維持していること。
- (iv) 同じ製品の生産を維持していること。
- (v) 同じ名前を維持していること。
- (vi) 資産および一般的事業展開の継続が維持されていること。
- (vii) 世間に対し自らを前の会社の継続として維持していること。

これらの要素の多くは、上述した事実上の合併および単純継続の例外ルールに含まれている。上記のような伝統的な見解によるルールと実質的継続・事業継続の例外ルールの差異は何であろうか。前者は、裁判所が会社という主体に着目してその継続性を求めるのに対し、後者は、むしろ事業の実体に着目しその継続性を求めるところにあるといえる。

U. S. v. Mexico Feed and Seed Co. <sup>(19)</sup>において、かかる差異は顕著に現われている。裁判所は、会社が承継者として責任を負っていると判断するに際し以下のように述べている。「会社は、同じ従業員および管理者を維持し、同じ物的設備で営業し、同じ廃棄物運搬業を継続し、世間に対し同じ会社として自らを保持し、実質的にすべての営業資産を維持していた。会社が同じオフィサーあるいは取締役会メンバーを維持しなかったという事実は、他の要素が存在する限り、Distler ケースにより述べられているように、実質的継続の例外ルールの下においては致命的ではない」

このような分析によって裁判所は、承継者責任を認定したのであるが、もし裁判所がその分析を単純継続の例外ルールに限っていたならば、反対の結果になっていた可能性があるといえる。

#### (b) 製造物ライン

Ray v. Alad Corp. <sup>(20)</sup>において、カリフォルニア州最高裁判所は、非承継の伝統的ルールに対する例外ルールを拡大し、製造物ラインのルールを含めようとしている。もっともこのケースは環境問題にかかわるものではない。裁判所は以下のように述べている。「ここに提示された環境下の製造

(19) 764 F. Supp. 565 (E. D. Mo. 1991)

(20) 560 P. 2d 3 (1977)

業者の承継者に厳格責任を負わせることの正当化理由は、(i)本来の製造業者に対する原告の救済が、承継者による事業買収によって実質的に破壊されたこと、(ii)承継者に本来の製造業者のリスク拡散の役割を引き受ける能力があること、(iii)本来の製造業者ののれん(継続する事業展開において承継者が享受するもの)に必然的に付着する重荷である欠陥製品に対して承継者が責任を引き受けることを求めるのが公平であること、に存する」

しかし、裁判所は、かかる製造物ラインの例外ルールがここに提示された狭い環境下でのみ適用される、と明確に判示しているのに注意する必要がある。狭い環境とは、この訴訟においては厳格責任にかかわるものであった。

また、事業買収によって承継者が原告の救済を実際に不可能にしたという要件が必要とされるので、かかる事態は、売手の資産がすべてあるいはほとんどすべて売却された場合にのみ生じるものであろう。これら二つの点は、買手にとって抗弁として有用なものである。

Martin v. Abbott Laboratories<sup>(21)</sup>において、ワシントン州最高裁判所は、製造物ラインの例外ルールを適用するにあたって、以下のような項目を分析すべきとしている。「(i)譲受人が譲渡人の資産のほとんどすべてを買取り、会社という殻を残すにすぎないかどうかを決定すること、(ii)譲受人が、似た名前の下で同じ製造物ラインで生産することによって譲渡人を継続するものとして、世間に対して自らを維持しているかどうかを決定すること、(iii)譲受人が譲渡人ののれんから利益を得ているかどうかを決定すること」

さて、このような製造物ラインの例外ルールをどのように評価するかであるが、この例外ルールは他のペンシルヴェニア州、ニュージャージー州などいくつかの州で認められたにすぎず、また CERCLA ケースに実際に適用された例はないといわれている。

---

(21) 689 P. 2d 368 (Wash. Sup. Ct. 1984)

## 4 買手の環境責任と環境査察

### (1) 買手の環境責任の軽減策

事業買収取引において買収に伴うリスクと責任をどのように売手と買手に配分するかは、第一義的には売手と買手の間の交渉によって決まることであり、事業買収契約にその結果が定められることになる。したがって買手としては、事業買収における環境責任を承継するおそれをできるだけ回避するためには、事業買収契約において売手が負うべきリスクと責任を明らかにしてその負担割合を増し、あるいは買手の責任の一部を売手に転嫁するように努めるべきである。買手が事業買収の交渉と買収契約のドラフティングに細心の注意を払うことによって、買手にとって予想外のリスクと責任を減らし、また買手のリスクと責任を軽減または限定する可能性が生じてくる。

それでは買手はどのような点に留意すればよいのであろうか。

(a) 売手に環境問題にかかわるすべての事項について表示 (representation) および保証 (warranty) を包括的、詳細かつ具体的に行わせること。

事業買収の取引において買手が優位な地位を占めることができる場合、買手としてはその力をできるだけ有効に使い、売手の表示と保証を十分に確保した買収契約書を締結すべきである。一方、当該事業買収取引が売手市場の場合、売手の力が強く売手主導の契約書となり、これらの表示および保証の文言はきわめて不十分で、詳細に記述されることはほとんどない。しかし、いわゆる定型的なものにすぎないとして、買手がそのまま受け入れることは危険であろう。買手の立場がこのように不利な場合であっても、買手は買手にとってかなりの程度に意味のある表示と保証をねばり強く求めるべきである。売手が正常なビジネス感覚を持ち、この種の取引に責任を感じる企業であれば、買手の要求にある程度は応じざるを得ず、売手は

通常は表示と保証にいろいろな例外を明示することによって対応することとなる。そしてこの種の例外の存在と範囲は、環境問題についての実際の問題を浮かび上がらせることになり、買手が問題の所在を認識して、そのリスクを評価するのにきわめて役立つのである。また売手は、表示と保証についての責任を売手が現実に認識していた事実または問題に限定しようとすることがあるが、買手としてはその対象と主張される事実または問題についてそのリスクを評価し、これに限定を加えるべく売手と厳しい交渉をするべきであろう。

(b) 事業買収以前の売手の行為から生じる環境問題のリスクと責任について、買手に対する免責 (indemnification) とその担保を売手に提供させること。

上述のように売手としてはある程度合理的な範囲で買手の要求に応じるとしても、それに限定を加えようとする。買手が要求する通常の方法は、買収金額の一部を一定期間エスクローに寄託し、あるいはその支払いを一定期間留保することであるが、売手はこの金額および期間をできるだけ限定しようとし、両者の間で厳しい交渉が行われることになる。

## (2) 環境査察の目的と方法

事業買収の契約交渉において、買手は、買収以前に売手の行為から生じるすべての環境問題に関する責任を売手が負担すべきであると考えるが、売手は、事業売却後は環境問題に関するすべての責任から逃れたい、あるいはできるだけその責任を制限したいと考えている。両者の利害が鋭く対立するのが通常である。とりわけ環境責任は事業売却後に顕在化することが多く、またその影響が大きくなることもあって、製造設備を含む事業買収においては非常に重要な交渉事項の一つである。

ところで買手が買収契約の交渉の過程で巧みにドラフティングを行い、強力な交渉力を発揮して自己の利益を確保することに努めたとしても、自ずから限界のあることはやむを得ないところである。買手の候補者が複数

存在し、売手の立場が強い場合、あるいは売手が中小の企業で財政的余力の無い場合には、売手は環境問題についての責任を極力回避することとなる。買手としては、結局のところ当該事業買収に伴う環境問題について、現にあるものはもちろんのこと、将来生じるであろうリスクと責任を予め冷静に認識して評価し、そのリスクを金銭的、技術的に自ら負担することができるかどうかを決め、あるいは買収金額に反映させて売手と交渉することが必要である。

そのための方法は事業買収の際に行われる環境査察 (enviromental due diligence) であり、買手はこれを徹底的にかつ自ら満足のいく程度までに実施すべきである。この環境査察は全体の事業査察の一環として行われるので、買手の企業が社内に事業買収のための専門家チームを編成する際、このチームの一員として社内の環境専門家が参加するのが通常であろう。しかし、例えばアメリカにおいて、売手の企業の事業を構成する製造設備を買収する場合、アメリカの環境法を含む法規制とそのプラクティス(連邦段階のみならず各州における)に精通した専門家を欠かすことはできない。むしろかかる専門家の知識、経験と助言に頼るのが賢明な方法である。

このような外部の専門家としては、環境法専門弁護士および環境コンサルタントを起用すべきであり、環境法専門弁護士の指示命令の下で環境コンサルタントが環境査察を行うのが望ましい。もっとも起用のための契約は買手と環境法専門弁護士、買手と環境コンサルタントとの間で並列的に結ばれる。この環境コンサルタントは通常は法人(会社)であるが、環境問題を専門とする技術者を主体として各州レベルで活動しており、環境査察において例えば、当該買収対象の地域にかかわる法規制と許認可のチェック、地下のボーリング、土壌等のサンプリングと分析、現在の環境問題を解決するための助言と必要な設備投資計画など幅広い業務を定められた短期間で行うことができる。環境査察の成否は、いかに有能な環境法専門弁護士と環境コンサルタントを起用し、どのように効率的に彼等を使うことができるかにかかっているといっても過言ではない。

## 5 おわりに

アメリカにおいて事業買収という経営戦略をとろうとする買手企業にとって、CERCLA に代表される厳しい環境責任は最大の懸念といえる。事業買収後にまったく予想もされなかった環境責任が生じ、そのために多額の投資が必要となれば事業買収の採算に大きな影響を与え、その成否を左右しかねないことになる。買手企業としては当該事業買収に伴う環境問題についてのリスクと責任を十分に認識してその対応策を考える必要がある。

そのためには第一に、承継者責任に関するアメリカ法の原則を理解し、上述した例外ルールができるだけ適用されないように売手企業からの事業承継の仕方を検討すること。第二に、事業買収の契約交渉において上述したようなさまざまな工夫を講じて、リスクを売手企業に転嫁し、あるいは買収金額に反映させるなど環境責任を限定するべく全力を尽くすこと。第三にそしてこれが最大の防衛策であるが、事業買収のための環境査察に万全を期すること。製造設備を含む事業買収において環境問題は買収後の事業経営に多大の影響を及ぼすおそれがあるだけに、買手企業はこれに細心の注意を払い、最善の努力を尽くすべきある。